

# 低所得の子育て世帯に対する 子育て世帯生活支援特別給付金 (ひとり親世帯分) のご案内



新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得の子育て世帯（ひとり親世帯）に対し、子育て世帯生活支援特別給付金を支給します。（収入等の要件により対象とならない場合があります。）

## 対 象 者

18歳に達する日以後の最初の3月31日（18歳の年度末）までの間にある児童（一定の障がいがある児童は20歳まで延長される場合があります。）を監護しており、以下の要件のいずれかに該当する方。



### ① 児童扶養手当受給者（令和3年4月分）に該当（申請不要）

※①に該当の方には、4月下旬に案内通知をお送りしています。児童扶養手当を受給している口座に5月21日（金）頃に振り込みます。

### ② 公的年金受給等により令和3年4月分の児童扶養手当が全額停止等に該当（申請要）

※申請をしていけば令和3年4月分児童扶養手当が全額停止になると想定される方も含む。

◎必要書類 申請者（請求者）本人確認書類の写し、戸籍謄本又は抄本（児童扶養手当認定者は省略可）、平成31年1月～令和元年12月の年間収入がわかる書類、振込口座を確認できる書類の写し、その他

- ・ 低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）申請書（請求書）
- ・ 簡易な収入額の申立書（申請者本人用）
- ・ 簡易な収入額の申立書（扶養義務者等用）
- ・ 簡易な所得額の申立書（※収入額ではなく、所得額での申請も可能）

### ③ 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変したことにより、令和3年4月以降の収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準に該当（申請要）

◎必要書類 申請者（請求者）本人確認書類の写し、戸籍謄本又は抄本（児童扶養手当認定者は省略可）、令和2年2月以降の任意の月（1ヶ月）の収入がわかる書類、振込口座を確認できる書類の写し、その他

- ・ 低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）申請書（請求書）
- ・ 簡易な収入見込額の申立書（申請者本人用）

- ・簡易な収入見込額の申立書（扶養義務者等用）
- ・簡易な所得見込額の申立書 ※控除が多い等の場合、所得額での申請も可能）

○児童扶養手当が全額停止中の方、児童扶養手当の認定を受けていない方でも、児童扶養手当の支給要件を満たしていれば支給対象となります。

## 支給額

児童1人当たり一律5万円（1回限り）

## ②と③に該当する方の申請方法

申請書に必要な事項記入のうえ、必要書類を添付して子育て支援課まで提出してください。（申請書は、市ホームページ又は子育て支援課にも備えてあります。）

※扶養義務者の有無や事業収入等により、必要となる書類が異なりますので、子育て支援課までお問合せください。

## 申請受付期間（窓口）

5月24日（月）～令和4年2月28日（月）まで

○申請受付は土・日・祝日・年末年始を除く、午前9時～午後5時

○郵送申請は、令和4年2月28日（月）まで（当日消印有効）

※窓口が混雑し、お待ちいただく場合がありますので時間に余裕をもってお越しください。



【お問合せ】 子育て支援課 子育て支援グループ ☎63-1111 内線386・388

再びの感染拡大を防ぐには、これからも皆さまのご協力が  
必要です。

# 会食はポイントをおさえて

- 換気が良く、座席間の距離も十分で、適切な大きさの  
アクリル板も設置され、  
混雑していない店を選択。
- 食事は短時間で、深酒をせず、  
大声を出さず、  
会話の時はマスクを着用。
- 人数が増えるほど  
リスクが高まる。  
できるだけ、家族か、4人まで。

「ありがとう」が感染予防の輪をつくる

出典：内閣官房